

(仮称) 第三期 北本市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 市では、北本市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成 27 年 3 月に「北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定した。この計画は、①子ども・子育て支援法に基づき「教育・保育に係る量の見込みと提供体制」を定めるとともに、②次世代育成支援推進法に基づき「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」を示した。
- 令和 2 年 3 月には、教育・保育ニーズの増加に対応するため、第一期計画の教育・保育に係る量の見込みと提供体制の見直しを行い、「第二期 北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」という。）を策定した。
- なお、第二期計画では、第一期計画が示した「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」は継承するものとした。
- こうした中、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行及びこども家庭庁が発足され、同年 12 月には「こどもまんなか社会」を基本理念とする「こども大綱」が閣議決定された。
- 上記の動きを踏まえ、「(仮称) 第三期 北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第三期計画」という。）は、①第一期計画に示された「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」及び②第二期計画に定められた「教育・保育に係る量の見込みと提供体制」の見直しを行うとともに、③こども基本法に基づく「こども計画」を包含した計画として策定するものである。

〔参考〕こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（「こども大綱」抜粋）

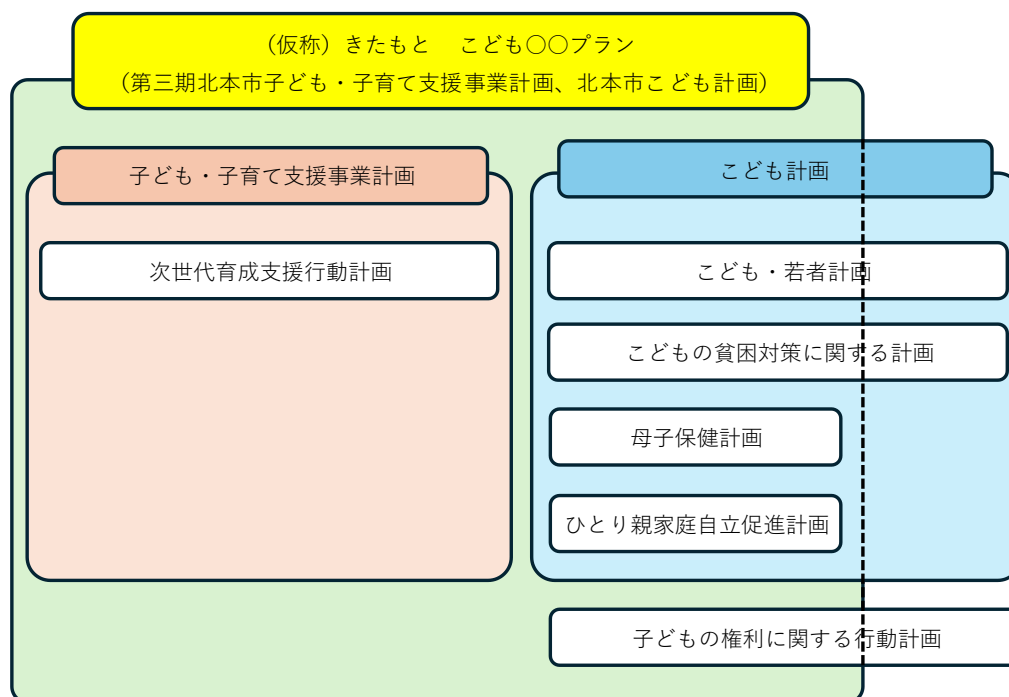
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

(2) 計画の法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこども基本法第 10 条に基づく「こども計画」として策定する。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子保健法第 9 条に基づく「母子保健計画」、こどもの貧困対策法第 9 条に基づく「こどもの貧困対策に関する計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」並びに北本市子どもの権利に関する条例に基づく「北本市子どもの権利に関する行動計画」等を包含する。



【参考】本計画における「こども」と「子ども」の使い分け

本計画では、「こども」、「子ども」及び「若者」を次のように使い分ける。

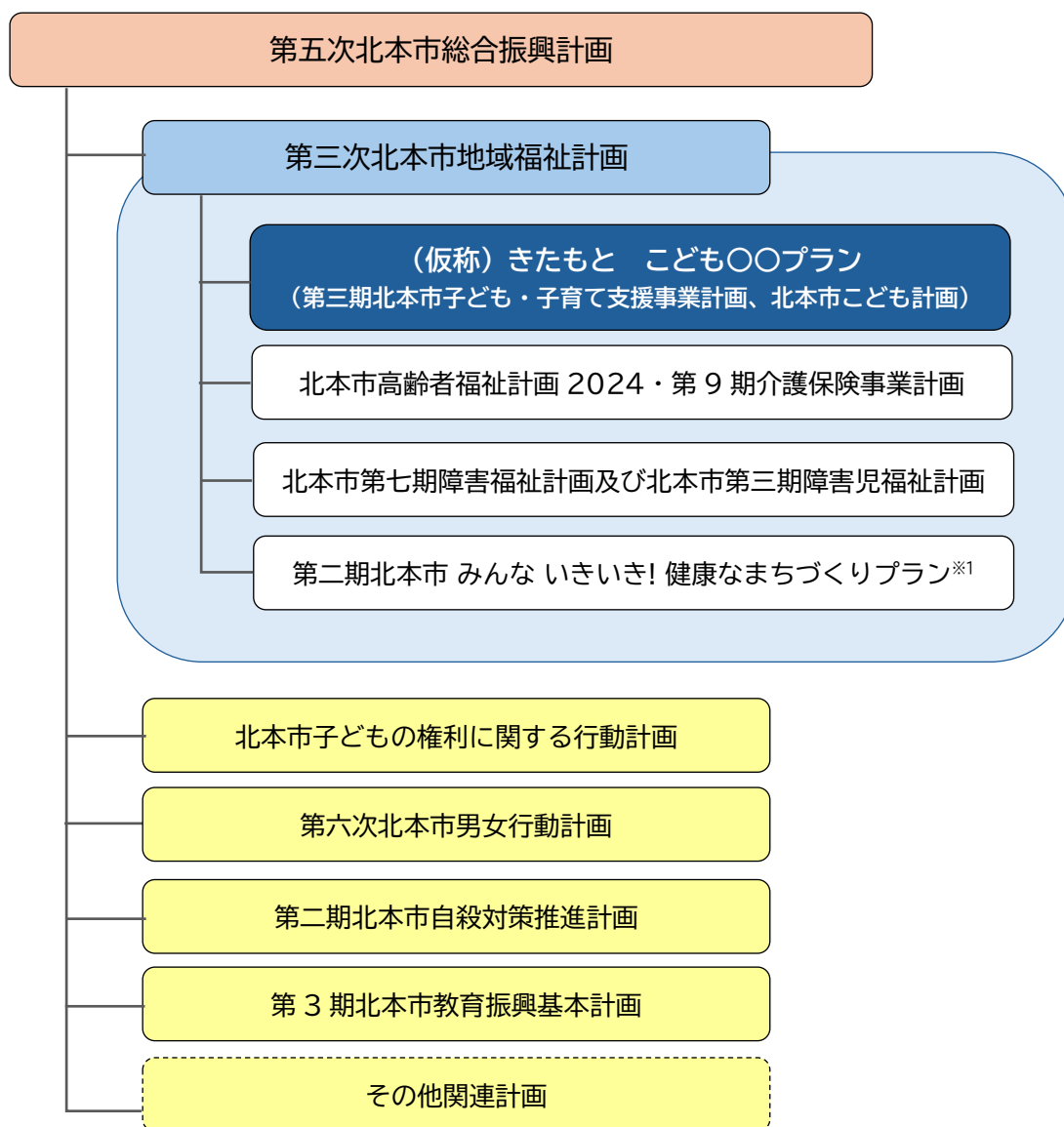
表 記	根 拠	定 義
こども	こども基本法	心身の発達の過程にある者
子ども	北本市子どもの権利に関する条例	18 歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者
若者	法令により異なる	高校生及び青年期（18 歳～40 歳未満）



乳幼児期	学童期	思春期		青年期
0～就学前	小学生	中学生	高校生	概ね 18 歳～40 歳未満
こども（年齢による定義は行わない）				
子ども（概ね 18 歳未満）				
			若者（高校生以上）	

(3) 本市における位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第五次北本市総合振興計画」及び福祉における上位計画である「第三次北本市地域福祉計画」の分野別計画として、福祉の各計画や「北本市子どもの権利に関する行動計画」、「第六次北本市男女行動計画」など関連する計画と整合性を図りながら策定する。

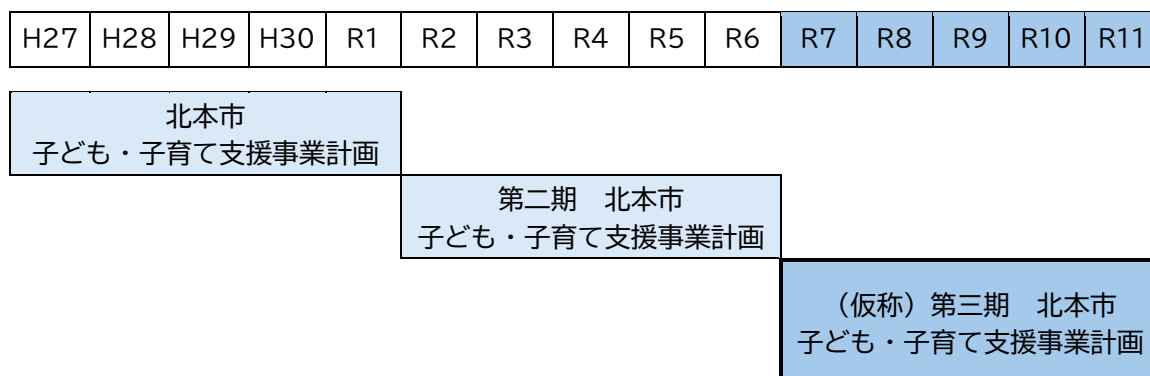


※1「第二期北本市 みんな いきいき! 健康なまちづくりプラン」は、健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画として策定した。

(4) 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合がある。



(5) 策定体制

①子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「北本市子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進める。

②アンケート調査の実施

保育・教育サービスにかかるニーズや子育てに関する保護者等の意識を把握するため、1) 就学前児童保護者調査及び 2) 小学生保護者調査を実施した。

また、こどもの貧困をめぐる状況や子ども・若者自身の生活状況、意識、要望等を把握するため、3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）、4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）及び 5) 若者の意識と生活に関する調査を実施した。

■調査名及び対象者

調査名	対象者	調査方法
1) 就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童の保護者	郵送配布・郵送回収による紙面調査
2) 小学生保護者調査	市内在住の小学生（1～6 年生）の保護者	
3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）	市内在住の小学 5 年生、6 年生及び中学 1 年生～3 年生の児童・生徒のいる保護者	
4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）	市内在住の小学 5 年生、6 年生及び中学 1 年生～3 年生の児童・生徒	
5) 若者の意識と生活に関する調査	北本高校、騎西特別支援学校北本分校の 2 年生の生徒全員	学校を通じた紙面調査

■実施時期、対象者数及び回収率等

調査名	実施時期	対象者数	回収数	回収率
1) 就学前児童保護者調査	令和 6 年 3 月～4 月	1,000 人	446 人	44.6%
2) 小学生保護者調査	令和 6 年 3 月～4 月	1,000 人	369 人	36.9%
3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）※1	令和 6 年 6 月～7 月	1,250 人	回収中	回収中
4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）※1	令和 6 年 6 月～7 月	1,250 人	回収中	回収中
5) 若者の意識と生活に関する調査	令和 6 年 6 月	145 人	137 人	94.5%

※1 こどもの生活に関する調査は、保護者調査及び児童・生徒調査において同一世帯に同一の回答者番号を付与することにより、両調査結果の紐付けを行った。

③きたもと子ども会議の開催

子どもの意見を求めるため、北本市子どもの権利に関する条例に基づくきたもと子ども会議（以下、「子ども会議」という。）を設置する。

子ども会議は、小学生、中学生、高校生を対象にそれぞれ設置し、委員は公募により開催する。

対象区分	実施年月	募集の方法	参加者数
1) 小学生	調整中	学校を通じて募集する	
2) 中学生		学校を通じて募集する	
3) 高校生	令和 6 年 7 月 19 日	県立北本高校在校生に対し学校を通じて募集	9 人

④パブリック・コメントの実施

計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリック・コメントを実施する。

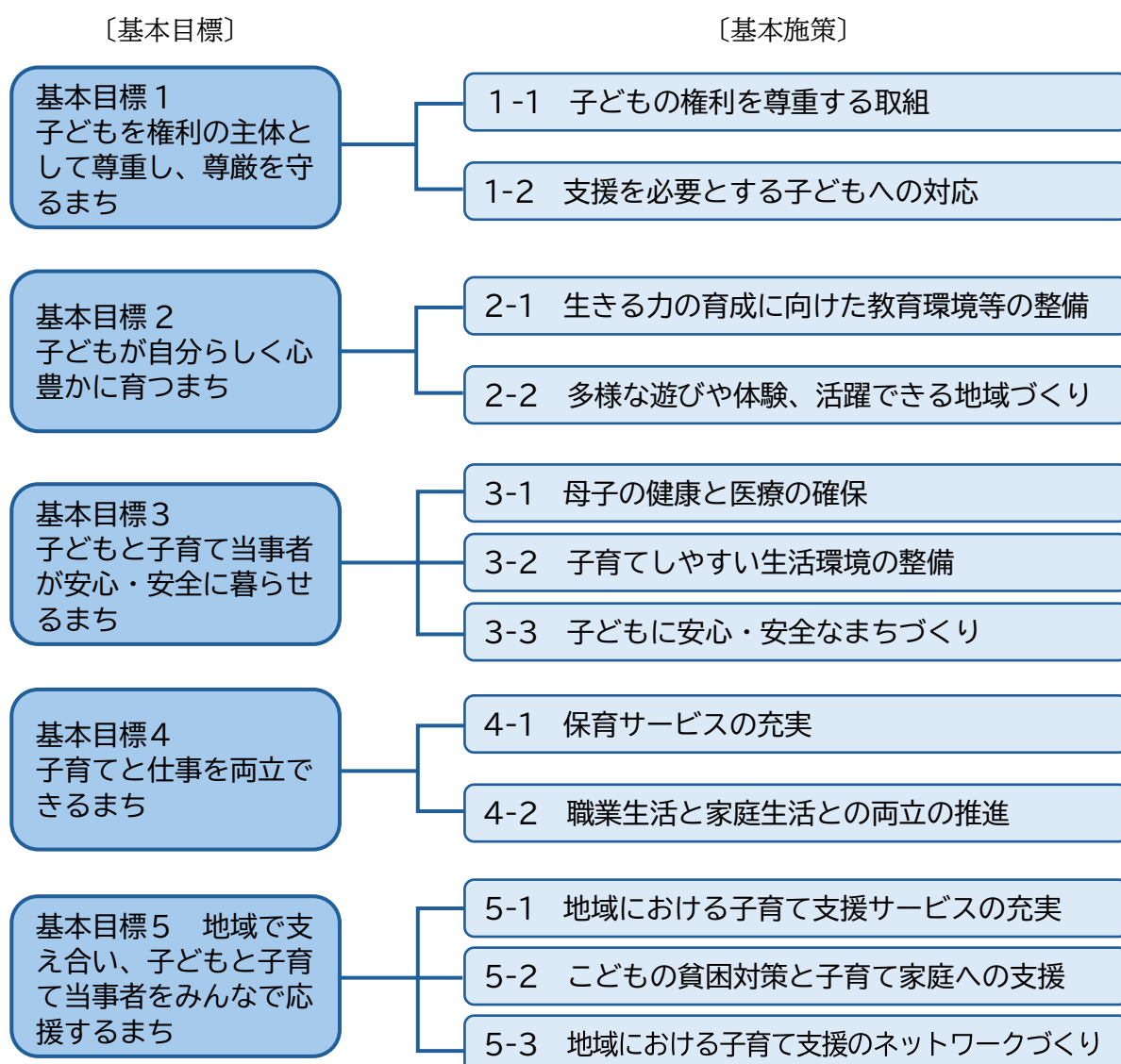
〔実施時期〕 令和 6 年 12 月下旬～令和 7 年 1 月頃

2 基本理念と基本目標、基本施策

(1) 基本理念



(2) 基本目標及び基本施策（施策の体系）



(3) 施策・事業

※赤字は第一期計画と異なる箇所

基本目標	基本施策	施策・事業	第一期計画の施策番号
基本目標1 子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち	1-1 子どもの権利を尊重する取組	①子どもの権利に関する理解の促進	【新規】
		②子どもの意見表明・参加の促進	【新規】
		③子どもの権利を守る取組の推進	1-2-④
		④児童虐待を防止する体制づくり	1-2-④
	1-2 支援を必要とするこどもへの対応	①児童虐待を防止する体制づくり	1-2-②
		②いじめ、ひきこもりや不登校対策	1-2-③
		③社会的養護を必要とするこどもへの支援	【新規】
		④ヤングケアラーへの支援	【新規】
基本目標2 子どもが自分らしく心豊かに育つまち	2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	①地域に開かれた特色ある学校づくり	2-1-①
		②心や命の大切さを学ぶための環境づくり	2-1-②
		③就学前教育の充実	2-1-③
	2-2 多様な遊びや体験、活躍できる地域づくり	①家庭教育への支援の充実	2-2-①
		②地域スポーツ活動の支援	2-2-②
		③自然とふれあい環境を大切にする心の育成	2-2-③
		④芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成	2-2-④
		⑤体験・交流機会の提供	2-2-⑤
		⑥多様な居場所の確保	2-2-⑥
基本目標3 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるまち	3-1 母子の健康と医療の確保	①妊娠前からの切れ目のない健康の確保	1-1-①
		②食育の推進	1-1-②
		③思春期保健教育の充実	1-1-③
		④小児医療体制の充実	1-1-④
	3-2 子育てしやすい生活環境の整備	①良質な居住環境の確保	3-1-①
		②安心して外出できる環境の整備	3-1-②
		③子どもの視点に配慮した遊び場の整備	3-1-③
		④子どもを取り巻く有害環境対策	3-1-④
	3-3 こどもに安心・安全なまちづくり	①交通安全対策	3-2-①
		②子どもを犯罪から守るための活動の推進	3-2-②
基本目標4 子育てと仕事を両立できるまち	4-1 保育サービスの充実	①保育環境の向上	4-1-①
		②保育サービスの充実	4-1-②
		③放課後児童クラブの充実	4-1-③
		④認定こども園の充実	4-1-④
	4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進	①男女の役割分担及び働き方の見直し	4-2-①
		②仕事と子育ての両立への理解の促進	4-2-②
基本目標5 地域で支え合い子どもと子育て当事者をみんなで応援するまち	5-1 地域における子育て支援サービスの充実	①子育て支援サービスの充実	5-1-①
		②子育て情報の充実	5-1-②
		③相談体制の充実	5-1-③
	5-2 こどもの貧困対策と子育て家庭への支援	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	3-3-①
		②こどもの貧困対策の推進	【新規】
		③ひとり親家庭への支援	5-3-②
	5-3 地域における子育て支援のネットワークづくり	①子育てに関する地域活動の育成と支援	5-2-①
		②子育て支援のネットワークづくり	5-2-②
		③地域の子育て支援の担い手の育成	5-2-③